

北海道薬物作用談話会会則

第一章 総則

- 第1条 本会は、北海道薬物作用談話会（Hokkaido Pharmacology Club）と称する。
- 第2条 本会は、薬物の作用、薬物の合成・分析、薬物の血中濃度測定など広く「薬」の研究に携わる研究者の情報交換、研鑽、啓発を相互に行うことを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学術集会の開催
 2. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第二章 会員および役員

- 第4条 会員は、本会の目的に賛同し、その達成に協力する研究者を持って構成する。
- 第5条 本会には次の役員を置く。
1. 世話人代表
 2. 数名の世話人
 3. 数名の名誉会員
 4. 監事
- 第6条 世話人代表は学術集会時に世話人会を開催する。世話人会は世話人および名誉会員により構成され、新たな世話人、名誉会員および次回の世話人代表を選出する。
- 第7条 世話人代表の任期は前の学術集会の翌日より、世話人代表担当の学術集会までとする。
- 第8条 監事は世話人会で意見を述べることができる。

第三章 学術集会

- 第9条 学術集会は年1回開催する。

第四章 会計

- 第10条 本会の経費は学術集会参加費、協賛金、その他の収入によって支弁し、会計年度は前の学術集会の翌日より始まり、その学術集会をもって終了する。

第五章 会則の変更

- 第11条 会則は世話人会の決議を経て変更することができる。

第六章 附則

- 第12条 本会則は2000年9月9日より発効する。
- 第13条 本会の事務局は以下に置く。

〒060-8638 札幌市北区北15条西7丁目
北海道大学大学院医学研究科／情報薬理学講座／機能薬理学分野内
「北海道薬物作用談話会」事務局
TEL:011-706-5059 FAX:011-706-7872
E-MAIL: farmacol@med.hokudai.ac.jp